

平成30年度南相馬市事後モニタリング業務

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	現場説明書	2	7.その他 2)当初設計にて計上していない経費	本業務の積算上の基地は南相馬市とする。とありますが、被災地以外からの労働者の作業員の宿泊費及び通勤費等の営繕費は、設計変更の対象となりますでしょうか。	設計変更の対象外です。
2	特記仕様書	2	第2章 業務の内容 1,放射線モニタリング調査 (4)	草刈りをしなければ測定できない場所が発生した場合、設計変更の対象としてよろしいでしょうか。	必要に応じて協議します。